

－独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構－

日本道路公団から承継し、供用されないままとなっているトンネル等が資産計上されていなかったため、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

1 件 不当金額(収入支出外) 30億3881万円

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の概要等

(1) 機構及び道路会社の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、平成17年10月に、日本道路公団（以下「道路公団」という。）等の解散に伴い設立され、道路公団等から承継した高速道路に係る固定資産を保有し、これらを東日本高速道路株式会社（以下「東会社」という。）、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（以下「西会社」という。）等（以下、これらを「道路会社」という。）に貸し付けることなどを業務としており、道路会社は、機構から借り受けた道路資産について維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っている。

機構が道路公団等から承継した資産には、高速道路に係る道路区域に存する構築物（土工、トンネル、橋りょう等）、土地等のほかに、道路公団等の建設仮勘定のうち17年9月30日現在、工事等受注者又は地権者から引渡し等を受けているものがある。

(2) 会計基準と財務諸表の作成

独立行政法人の会計については、「独立行政法人会計基準」に従うものとされ、また、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。そして、独立行政法人は、独立行政法人通則法により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成し、当該年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととされている。

また、道路会社に貸し付ける道路資産の資産管理については、機構と道路会社との間で役割分担を明確にしており、機構は正確な財務諸表を作成する上で必要となる資産の正確な数量及び実在性の確認を行うこととしている。

2 検査の結果

検査したところ、民営化以降、東会社が管理している千葉東金道路の本郷矢部高架橋の橋脚4基及び西会社が管理している舞鶴若狭自動車道黒谷トンネル等については、道路公団が暫定2車線区間として供用した後、4車線化事業の一環として整備するなどし、それぞれ9年11月及び14年11月にしゅん功し、工事受注者から引渡しを受けて以降、供用されないままとなっているものであるが、これらの資産は本来機構の建設仮勘定において経理されるべきものであるのに、経理されていなかった。

したがって、これらの資産価額が、17年度から23年度までの機構の財務諸表に計上されていなかったため、固定資産の価額が計3,038,819,679円過小となっていて、財務諸表の表示が適正を欠いており不当と認められる。